

## 令和5年度 都市計画税に関する調報告書

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

地方公共団体コード	1	0	3	4	5	4 <sup>6</sup>
表番号・行番号	7					11
市町村判別コード	特定市	・	・	・	・	1 <sup>12</sup>
	特定市以外の市町村	・	2			2 <sup>12</sup>
団体区分コード	13	/	/	/		3 <sup>16</sup>

(注) 「特定市」の区分については  
「ガイダンス表<<データ入力>>1-3」に留  
意すること。

(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 5 1 8

## 令和5年度 都市計画税に関する調

第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区分	行番号	市町村の面積(千m <sup>2</sup> )	市街化区域(千m <sup>2</sup> ) A	市街化調整区域(千m <sup>2</sup> ) B	その他(千m <sup>2</sup> ) C	計(A+B+C)(千m <sup>2</sup> )
課税区域の面積	9 0 1 0	12	23 ア	33 イ	43 ウ	53 エ 62 0
都市計画区域の面積	0 2 0	20,460 甲	オ	カ	20,460 キ	20,460 ク

区分	行番号	都市計画区域の指定の有無	市街化区域等の設定の有無	都市計画税の課税の有無	都市計画事業の認可の有無
課税区域の面積	9 0 1 1	12	13 ケ	14 コ	15 サ 16 乙
都市計画区域の面積	0 2 1	1 1	2 2	2 サ 1	1 乙 1

指定有……「1」  
指定無……「2」

設定有……「1」  
設定無……「2」

課税有……「1」  
課税無……「2」

認可有……「1」  
認可無……「2」

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 5 2 8

第52表 納税義務者数に関する調

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町



(1)

(2)

(3)

区分		行番号		総数(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
土地	個人	9	0	10	0	22
	法人	0	2	0	0	0
	計	0	3	0	0	0
家屋	個人	0	4	0	0	0
	法人	0	5	0	0	0
	計	0	6	0	0	0
実数	個人	0	7	0	0	0
	法人	0	8	0	0	0
	計	0	9	0	0	0

地方公共団体コード	表番号
1103454	7538

第53表 地積及び床面積等に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町



区分			行番号	(1) 市街化区域	(2) 市街化調整区域	(3) その他	(4) 計
土地の地積 (千m <sup>2</sup> )	宅地	宅地	9010	12	24	34	45 シ 570
	地	その他の	020				ス 0
	等	小計	030	0	0	0	セ 0
	地	農地	040	ソ			タ 0
	積	計	050	チ0	ツ0	テ0	ト 0
家床屋面の積 (m <sup>2</sup> )	木造家屋	木造家屋	060				0
	木造以外の家屋	木造以外の家屋	070				0
	計	計	080	ナ0	ニ0	ヌ0	0
土地の筆数 (筆)	宅地	宅地	090				ネ 0
	地	その他の	100				ノ 0
	等	小計	110	0	0	0	ハ 0
	地	農地	120	ヒ			フ 0
	積	計	130	ヒ0	ホ0	マ0	0
家屋の棟数 (棟)	木造家屋	木造家屋	140				0
	木造以外の家屋	木造以外の家屋	150				0
	計	計	160	ミ0	ム0	ヌ0	0

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 5 4 8

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分			行番号	決定価格				(4) 計 (千円)
				市街化区域(千円)	市街化調整区域(千円)	その他(千円)		
土地	宅地	小住宅用	個人	9 0 1 0	12	24	34	45 モ 57 0
			法人	0 2 0				ヤ 0
		一般住宅用地	個人	0 3 0				ユ 0
			法人	0 4 0				ヨ 0
		非住宅用地	個人非住宅用地	0 5 0				ヲ 0
			法人非住宅用地	0 6 0				リ 0
		小計		0 7 0	0	0	0	ル 0
		農地		0 8 0	レ			ロ 0
		その他		0 9 0				0
		計		1 0 0	0	0	0	0
家屋	木造家屋		1 1 0					0
	木造以外の家屋		1 2 0					0
	計		1 3 0	0	0	0	0	0
合計			1 4 0	ワ 0	ヲ 0	ア 0		0

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 5 4 8

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分				行番号	課 税 標 準 額				実定税率 B	調定見込額 A×B(千円)		
					市街化区域(千円)	市街化調整区域(千円)	その他(千円)	計(千円) A				
土地	宅地	小住宅	個人	9 0 1 1	12	25	35	47	61	69 79		
		規模用地	法人	0 2 1				あ 0				
		一般住宅用地	個人	0 3 1				い 0				
		一般住宅用地	法人	0 4 1				う 0				
		非用住宅用地	個人非住宅用地	0 5 1				え 0				
		非用住宅用地	法人非住宅用地	0 6 1				お 0				
		小計		0 7 1	0	0	0	か 0				
		農地		0 8 1	き			く 0				
		その他		0 9 1				0				
		計		1 0 1	0	0	0	0				
家屋	木造家屋			1 1 1				0				
	木造以外の家屋			1 2 1				0				
	計			1 3 1	0	0	0	0				
合計				1 4 1	け 0	こ 0	こ 0	0	%	0		

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 5 5 8

第55表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の  
農地に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分		行番号	(1) 納税義務者 (人)	(2) 地積 (千m <sup>2</sup> )	(3) 決定価格 (千円)	(4) 課税標準額 (千円)	(5) 筆数 (筆)
特	市	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 0 1 0	12	24	39	54
		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0				
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0				
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0				
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0				
		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0				
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0				
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0				
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0				
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0				
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0				
		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0				
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0				
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0				
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0				
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0				
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0				
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0				
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0				
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0				
		負担水準0.05未満	2 1 0				
		計	2 2 0	0	0	0	0
特	市	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	2 3 0				
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0				
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0				
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0				
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0				
		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0				
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0				
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0				
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0				
		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0				
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0				
		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0				
		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0				
		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0				
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0				
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0				
		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0				
		負担水準0.15以上0.2未溎	4 0 0				
		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0				
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0				
		負担水準0.05未満	4 3 0				
		計	4 4 0	0	0	0	0

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 5 5 8

第55表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の  
農地に関する調(つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	行番号	(1) 納税義務者 (人)	(2) 地積 (千m <sup>2</sup> )	(3) 決定価格 (千円)	(4) 課税標準額 (千円)	(5) 筆数 (筆)
合計	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4 5 0	12 0	24 0	39 0	54 0
	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0
	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0
	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0
	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0
	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0
	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0
	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0
	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0
	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0
	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0
	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0
	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0
	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0
	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0
	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0
	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0
	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0
	負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0
計		6 6 0	さ 0	し 0	す 0	せ 0
第 62 表 の う ち 生 産 緑 地 に 係 る も の		6 7 0	そ	た	ち	

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 5 6 8

第56表 課税標準の特例等に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県  
市町村名 吉岡町

区分			地目等	特例率	行番号	宅地等		農地	土地計	家屋	課税標準(A)	
						宅地	その他				(千円)	(A)
課法 税第 7 0 2 準 7 0 2 條 2 例 0 項 に か よ り こ 書 減 の 額 規 と 定 な に る よ 額 る	法 第 7 0 2 條 2 例 0 項 に か よ り こ 書 減 の 額 規 と 定 な に る よ 額 る	第9項 (日本放送協会) 第10項 (日本原子力研究開発機構) 第11項 (登録有形文化財等) 第21項 (農業・食品産業技術総合研究機構) 第22項 (新関西国際空港株) 第23項 (信用協同組合等) 第25項 (中部国際空港株) 第27項 (家庭的保育事業) 第28項 (居宅訪問型保育事業) 第29項 (事業所内保育事業) 第30項 (認定生活困窮者就労訓練事業) 第32項 (量子科学技術研究開発機構) 第33項 (世界遺産)	評価額 課税標準額 評価額 課税標準額 評価額 課税標準額 評価額 課税標準額 評価額 課税標準額 評価額 課税標準額 評価額 課税標準額 評価額 課税標準額 評価額 課税標準額	1/2 1/3 2/3 1/2 1/3 1/6 1/2 3/5 1/2 - - - 1/2 1/3 2/3 1/3	9 0 1 0 0 2 0 0 3 0 0 4 0 0 5 0 0 6 0 0 7 0 0 8 0 0 9 0 1 0 0 1 1 0 1 2 0 1 3 0 1 4 0 1 5 0 1 6 0 1 7 0 1 8 0 1 9 0 2 0 0 2 1 0 2 2 0 2 3 0 2 4 0 2 5 0 2 6 0 2 7 0 2 8 0 2 9 0 3 0 0 3 1 0 3 2 0	12 22 32 42 52 62 64 65	0 0	22 32 42 52 62 64 65	0 0			

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)～(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 5 6 8

第56表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県  
市町村名 吉岡町

区分			地目等		特例率	行番号	宅地等		農地	土地計	家屋	課税標準(A)	
							宅地	その他				(千円)	(A)
るに課3法 よ税の第 り標規7 減準定0 額のに2 と特よ条 額な例るの 減市にわたよへ条法 計対する家り農の第 額画す家屋減災4 税る屋に失等の0 の都等代しに22	法第7 02 条の3 法附則の第 21 6	第1項 (被災住宅用地等) (法第349条の3の3 第1項(同条各項に おいて準用、読み替 えて適用される場合 を含む)の適用を受 けるものに限る) 第2項	評価額	2/3	9 3 3 0	12 3 3 0	22 0	32 0	42 0	52 0	62 0	64 0	65 0
			課税標準額		3 3 4 0	4 5 0	0	0	0	0	0	0	0
			評価額	1/3	3 3 6 0	5 6 0	0	0	0	0	0	0	0
			課税標準額		3 3 7 0	7 7 0	0	0	0	0	0	0	0
り準に条法 減のよ附 額特る2則 と例課の第 なに税規1 るよ標定6 減市に代に年へ1法 計対替係熊平6附 額画す家る本成条 税る屋被地2の則 の都等災業82第	法附則の第 21 6	(平成28年熊本地震に係る 被災住宅用地等)	評価額	2/3	3 3 8 0	8 9 0	0	0	0	0	0	0	0
			課税標準額		3 3 9 0	9 0 0	0	0	0	0	0	0	0
			評価額	1/3	4 4 0 0	0 1 0	0	0	0	0	0	0	0
			課税標準額		4 4 1 0	1 0	0	0	0	0	0	0	0
り準に条法 減のよ附 額特る3則 と例課の第 なに税規1 るよ標定6 減市に代に年へ1法 計対替係7平6附 額画す家る月成条 税る屋被業3の則 の都等災業803第	法附則の第 31 6	(平成30年7月豪雨に係る 被災住宅用地等)	評価額	2/3	4 4 3 0	3 4 0	0	0	0	0	0	0	0
			課税標準額		4 4 4 0	4 5 0	0	0	0	0	0	0	0
			評価額	1/3	4 4 5 0	5 6 0	0	0	0	0	0	0	0
			課税標準額		4 4 6 0	6 0	0	0	0	0	0	0	0
り準に条法 減のよ附 額特る4則 と例課の第 なに税規1 るよ標定6 減市に代に年へ1法 計対替係7平6附 額画す家る月成条 税る屋被業3の則 の都等災業803第	法附則の第 41 6	(令和2年7月豪雨に係る 被災住宅用地等)	評価額	2/3	4 4 8 0	8 9 0	0	0	0	0	0	0	0
			課税標準額		4 4 9 0	9 0 0	0	0	0	0	0	0	0
			評価額	1/3	5 5 0 0	0 1 0	0	0	0	0	0	0	0
			課税標準額		5 5 1 0	1 0	0	0	0	0	0	0	0

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)～(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 5 8 7

第57表 課税標準の特例等に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県  
市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	宅地等		農地 (千円)	土地計 (千円)	家屋 (千円)	課税標準(A) の特例率(B) (わがまち特例)	
				宅地 (千円)	その他 (千円)					
				(A)	(B)				(A)	(B)
に法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条との規定による課税標準の特例	第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	評価額 課税標準額	1/2	9 0 1 0	12 0 2 0	22 0 3 0	32 0 4 0	42 0 5 0	52 0 6 0	62 0 64 0
	第9項 (並行在来線に係る譲受固定資産)	評価額 課税標準額	1/2	0 0 3 4 0	0 0 3 4 0	0 0 3 4 0	0 0 3 4 0	0 0 3 4 0	0 0 3 4 0	0 0 3 4 0
	第13項 (PFI公共施設)	評価額 課税標準額	1/2	0 0 5 6 0	0 0 5 6 0	0 0 5 6 0	0 0 5 6 0	0 0 5 6 0	0 0 5 6 0	0 0 5 6 0
	第14項 (都市利便施設) 都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	評価額 課税標準額	-	0 0 7 8 0	0 0 7 8 0	0 0 7 8 0	0 0 7 8 0	0 0 7 8 0	0 0 7 8 0	0 0 7 8 0
	(都市利便施設) 特定都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	評価額 課税標準額	-	0 1 0 9 0	0 1 0 9 0	0 1 0 9 0	0 1 0 9 0	0 1 0 9 0	0 1 0 9 0	0 1 0 9 0
	第15項 (都市鉄道施設)	評価額 課税標準額	2/3	1 1 1 1 0	1 1 1 1 0	1 1 1 1 0	1 1 1 1 0	1 1 1 1 0	1 1 1 1 0	1 1 1 1 0
	第16項 (外資埠頭公社の民営化に係る承継特例)	評価額 課税標準額	1/2	1 1 3 4 0	1 1 3 4 0	1 1 3 4 0	1 1 3 4 0	1 1 3 4 0	1 1 3 4 0	1 1 3 4 0
		評価額 課税標準額	3/5	1 1 5 6 0	1 1 5 6 0	1 1 5 6 0	1 1 5 6 0	1 1 5 6 0	1 1 5 6 0	1 1 5 6 0
	第17項 (鉄道再構築事業)	評価額 課税標準額	1/4	1 1 7 8 0	1 1 7 8 0	1 1 7 8 0	1 1 7 8 0	1 1 7 8 0	1 1 7 8 0	1 1 7 8 0
	第19項 (公益法人が所有する能楽堂)	評価額 課税標準額	1/2	1 2 9 0 0	1 2 9 0 0	1 2 9 0 0	1 2 9 0 0	1 2 9 0 0	1 2 9 0 0	1 2 9 0 0
	第20項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	評価額 課税標準額	1/2	2 2 1 2 0	2 2 1 2 0	2 2 1 2 0	2 2 1 2 0	2 2 1 2 0	2 2 1 2 0	2 2 1 2 0
		評価額 課税標準額	2/3	2 2 3 4 0	2 2 3 4 0	2 2 3 4 0	2 2 3 4 0	2 2 3 4 0	2 2 3 4 0	2 2 3 4 0
	第24項 (駅のバリアフリー化施設)	評価額 課税標準額	2/3	2 2 5 6 0	2 2 5 6 0	2 2 5 6 0	2 2 5 6 0	2 2 5 6 0	2 2 5 6 0	2 2 5 6 0
	第27項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	評価額 課税標準額	2/3	2 2 7 8 0	2 2 7 8 0	2 2 7 8 0	2 2 7 8 0	2 2 7 8 0	2 2 7 8 0	2 2 7 8 0

※「課税標準の特例率 (わがまち特例) (6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)～(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード 表番号

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県  
市町村名 吉岡町

※「課税標準の特例率（わがまち特例）(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)～(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 5 8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区分			地目等	特例率	行番号	宅地等		農地	土地計	家屋	課税標準(A)	
						宅地	その他				(千円)	(A)
よ り 5 第 1 則 の 規 定 附 則 に よ る 1 5 規 定 の 標 準 2 る の 又 特 は 例 額 に 附	の 法 附 則 第 1 5 2 条	(JR北海道・四国に係る特例) 第2項 (法附則第15条の3の適用のあるものを除く)	評価額	1/2	9 0 1 0	12	22	32	42	52	62	64
			課税標準額		0 2 0				0			
	法 附 則 第 1 5 3 条	(旅客会社等に係る承継特例) 第1項 (法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものを除く)	評価額	3/5	0 0 3 0				0			
			課税標準額		0 0 4 0				0			
		(旅客会社等に係る承継特例) 第1項 (法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものに限る)	評価額	3/10	0 0 5 0				0			
			課税標準額		0 0 6 0				0			
減 産 る 設 修 1 1 法 税 固 に 公 実 1 5 附 額 等 定 対 演 演 へ 条 則 の 資 す 施 芸 改 の 第	の 法 附 則 第 1 5 附 額 等 定 対 演 演 へ 条 則 の 資 す 施 芸 改 の 第	減額分に相当する課税標準額	1/3 減額		0 0 7 0							
第の改 令正 和法 4の 1年規 7改定 正に法 よ附 る条則も	第3項	旧法附則第15条第37項 (立地誘導促進施設) (協定有効期間5年以上)	評価額	2/3	0 0 8 0				0			
			課税標準額		0 0 9 0				0			
第改の定改 正令に正 1法和よ法 7附3るの 条則年も規	第3項	旧法附則第15条第37項 (立地誘導促進施設) (協定有効期間10年以上)	評価額	2/3	1 1 0 0				0			
			課税標準額		1 1 1 0				0			
第の改 令正 和法 2の 1年規 8改定 正に法 よ附 る条則も	第2項	旧法附則第15条第20項 (都市鉄道利便増進施設)	評価額	2/3	1 1 2 0							
			課税標準額		1 1 3 0							
	第3項	旧法附則第15条第21項 (国立大学校舎)	評価額	1/2	1 1 4 0							
			課税標準額		1 1 5 0							
	第5項	旧法附則第15条第40項 (認定誘導事業) (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	評価額	-	1 1 6 0						-	-
			課税標準額		1 1 7 0						-	-

※「課税標準の特例率 (わがまち特例) (6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)～(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 5 8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅地等		農地 (千円)	土地計 (千円)	家屋 (千円)	課税標準(A)	
				宅地 (千円)	その他 (千円)				の特例率(B) (わがまち特例)	
				(A)	(B)				(A)	(B)
改 正 も 正 法 の 法 附 平 の 則 成 規 第 2 定 1 6 に 7 年 よ	第2項 旧法附則第15条第20項 (スーパー中枢港湾)	評価額 課税標準額	1/2	9 1 8 0	12 22	32	42	52	62	64
				1 9 0						
平 改 成 正 2 法 3 年 の 改 規 正 定 法 に 附 よ る 9 も 条 の	第3項 旧法附則第15条第27項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	評価額 課税標準額	1/2	2 0 0				0		
				2 1 0				0		
則 2 よ 改 2 る 正 第 年 も の 1 正 の 規 4 正 法 平 定 条 附 成 に	第4項 旧法第349条の3第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	評価額 課税標準額	1/3	2 2 0						
				2 3 0						
則 2 よ 改 2 る 正 第 年 も の 1 正 の 規 4 正 法 平 定 条 附 成 に	第5項 旧法第349条の3第32項 (自動車安全運転センター)	評価額 課税標準額	1/3	2 4 0						
				2 5 0						
則 2 よ 改 2 る 正 第 年 も の 1 正 の 規 4 正 法 平 定 条 附 成 に	第6項 旧法第349条の3第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	評価額 課税標準額	1/2	2 6 0						
				2 7 0						
則 2 よ 改 2 る 正 第 年 も の 1 正 の 規 4 正 法 平 定 条 附 成 に	第10項 旧法附則第15条第35項 (指定特定重要港湾に係る港湾施設)	評価額 課税標準額	1/2	2 8 0						
				2 9 0						
則 2 よ 改 2 る 正 第 年 も の 1 正 の 規 4 正 法 平 定 条 附 成 に	第4項 旧法附則第15条第36項 (PFI公共荷さばき施設)	評価額 課税標準額	1/2	3 0 0						
				3 1 0						
則 2 よ 改 2 る 正 第 年 も の 1 正 の 規 4 正 法 平 定 条 附 成 に	第5項 旧法附則第15条第37項 (PFI一般廃棄物処理施設)	評価額 課税標準額	1/2	3 2 0						
				3 3 0						

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5	7 8 5 8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県  
市町村名 吉岡町

区分			地目等	特例率	行番号	宅地等		農地	土地計	家屋	課税標準(A)	
						宅地	その他				(千円)	(A)
改正 正法 の規 定附 によ るも の第 平 成 1 6 2 0 条年	第2項	旧法第349条の3第25項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/2	9 3 4 0	12	22	32	42	52	62	64
			課税標準額		3 5 0							
		旧法第349条の3第26項 (日本消防検定協会)	評価額	1/2	3 6 0							
			課税標準額		3 7 0							
		旧法第349条の3第27項 (小型船舶検査機構)	評価額	1/2	3 8 0							
			課税標準額		3 9 0							
		旧法第349条の3第28項 (軽自動車検査協会)	評価額	1/2	4 0 0							
			課税標準額		4 1 0							
	第4項	旧法第349条の3第39項 (社会保険診療報酬支払基金)	評価額	1/6	4 2 0							
			課税標準額		4 3 0							
則1より改 7る正 第年も 1正の規 法平定 条附成に 年改 正法 の規 定附 によ るも の第 平 成 1 8 1 条5	第5項	旧法第349条の3第40項 (自動車安全運転センター)	評価額	1/6	4 4 0							
			課税標準額		4 5 0							
	第3項	旧法第349条の3第28項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/3	4 6 0							
			課税標準額		4 7 0							
		旧法第349条の3第29項 (日本消防検定協会)	評価額	1/3	4 8 0							
			課税標準額		4 9 0							
		旧法第349条の3第30項 (小型船舶検査機構)	評価額	1/3	5 0 0							
			課税標準額		5 1 0							
		旧法第349条の3第31項 (軽自動車検査協会)	評価額	1/3	5 2 0							
			課税標準額		5 3 0							
第則年の定改 第改平に正 21正成よ法 3法1るの 項条附0も規	旧法附則第15条第19項 (指定法人等大規模外貿埠頭)	評価額	1/2	5 4 0					0			
		課税標準額		5 5 0					0			

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 5 8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分			地目等	特例率	行番号	宅地等		農地	土地計	家屋	課税標準(A)			
						宅地	その他				(千円)	(A)		
平成 成正 7 法 年 の 改 規 正 法 定 附 則 よ 第 る 1 2 も 条 の	第3項	旧法第349条の3第27項 (農業・生物系特定産業事業研究機構)	評価額	1/3	9 5 6 0	12	22	32	42	52	62	64		
			課税標準額		5 7 0									
		旧法第349条の3第30項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/6	5 8 0									
			課税標準額		5 9 0									
		旧法第349条の3第31項 (日本消防検定協会)	評価額	1/6	6 0 0									
			課税標準額		6 1 0									
		旧法第349条の3第32項 (小型船舶検査機構)	評価額	1/6	6 2 0									
			課税標準額		6 3 0									
		旧法第349条の3第33項 (軽自動車検査協会)	評価額	1/6	6 4 0									
			課税標準額		6 5 0									
合計			評価額		6 6 0	0	0	0	0	0				
			課税標準額		6 7 0									
					6 8 0	0	0	0	0	0				
					6 9 0	0	0	0	0	0	0			
第3条第法 7の2附 項59則		市街化区域農地としての評価額			7 0 0	0					0			
			徵収猶予分に相当する課税標準額		7 1 0						0			
第3条第法 8の2附 項59則		市街化区域農地としての評価額			7 2 0	0					0			
			徵収猶予分に相当する課税標準額		7 3 0						0			
第3条第法 項1の2附 659則		市街化区域農地としての評価額			7 4 0	0					0			
			減額分に相当する課税標準額		7 5 0						0			
第3条第法 項1の2附 759則		市街化区域農地としての評価額			7 6 0	0					0			
			減額分に相当する課税標準額		7 7 0						0			

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 5 8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅地等		農地 (千円)	土地計 (千円)	家屋 (千円)	(6) 課税標準(A)	
				宅地 (千円)	その他 (千円)				(7) の特例率(B) (わがまち特例)	
				(A)	(B)				(A)	(B)
る及と税条法 特びな免税第附 例家つ除4則 措屋た区項第 置に土域へ5 係地外課5	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	9 7 8 0	12	22	32	42	52	62	64 65
置係及な除項5法 るびつ区へ5附 特家た域課条則 例屋土外税第則 措に地と免6第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7 9 0 0					0		
置係及な除項5法 るびつ区へ5附 特家た域課条則 例屋土外税第則 措に地と免8第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8 0 0 0					0		
特用る大項5法 例地被震へ6附 措に災災東条則 置係住に日第則 る宅よ本1第	減額分に相当する課税標準額		8 1 0					0		
例地代に日15法 措に替よ本06附 置係住る大項条則 る宅被震へ 特用災災東第第	減額分に相当する課税標準額		8 2 0					0		
置係代に日15法 る替よ本16附 特家る大項条則 例屋被震へ 措に災災東第第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8 3 0							
		1/3 減額	8 4 0							

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 5 8 8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅地等		農地 (千円)	土地計 (千円)	家屋 (千円)	課税標準(A)	
				宅地 (千円)	その他 (千円)				の特例率(B) (わがまち特例)	
				(A)	(B)				(A)	(B)
措定に城へ条法 置用係内居第附 地る住住則 の代宅困 <sup>1</sup> 第 特替用難 <sup>3</sup> 5 例住地区項 <sup>6</sup>	減額分に相当する課税標準額		9 8 5 0	12	22	32	42	52 0	62	64 65
のに困第法 特係難 <sup>1</sup> 附 例る区 <sup>4</sup> 則 措代城項第 置替内へ <sup>5</sup> 家家居 <sup>6</sup> 屋屋住条	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8 6 0							
		1/3 減額	8 7 0							

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 5 9 8

第59表 宅地等の負担調整に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分		行番号	(1) 納税義務者 (人)	(2) 地積 (千m <sup>2</sup> )	(3) 決定価格 (千円)	(4) 課税標準額 (千円)	(5) 筆数 (筆)
宅地(個人)	負担水準1.0以上	9 0 1 0	12	24	39	54	69 80
	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
	負担水準0.05未満	2 1 0					
計		2 2 0	0	0	0	0	0
地法(個人)	負担水準1.0以上	2 3 0					
	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
	負担水準0.05未満	4 3 0					
計		4 4 0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 5 9 8

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名  
群馬県  
市町村名  
吉岡町

区分		行番号	(1) 納税義務者 (人)	(2) 地積 (千m <sup>2</sup> )	(3) 決定価格 (千円)	(4) 課税標準額 (千円)	(5) 筆数 (筆)
一般住宅用	負担水準1.0以上	9 4 5 0	12	24	39	54	69 80
	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
	負担水準0.05未満	6 5 0					
計		6 6 0	0	0	に 0	ぬ 0	0
一般住宅用	負担水準1.0以上	6 7 0					
	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
	負担水準0.05未満	8 7 0					
計		8 8 0	0	0	ね 0	の 0	0

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 6 0 8

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県  
市町村名 吉岡町

区分		行番号	(1) 納税義務者 (人)	(2) 地積 (千m <sup>2</sup> )	(3) 決定価格 (千円)	(4) 課税標準額 (千円)	(5) 筆数 (筆)
宅地 ・ 個人	商業地等 (非住宅用地)	負担水準0.7超	9 0 1 0	12	24	39	54
		負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0				
		負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0				
		負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0				
		負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0				
		負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0				
		負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0				
		負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0				
		負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0				
		負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0				
		負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0				
		負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0				
		負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0				
		負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0				
		負担水準0.05未満	1 5 0				
	計		1 6 0	0	0 は 0	0 ひ 0	0
地 ・ 法人	商業地等 (非住宅用地)	負担水準0.7超	1 7 0				
		負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0				
		負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0				
		負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0				
		負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0				
		負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0				
		負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0				
		負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0				
		負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0				
		負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0				
		負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0				
		負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0				
		負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0				
		負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0				
		負担水準0.05未満	3 1 0				
	計		3 2 0	0	0 ふ 0	0 ほ 0	0
160行及び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地（再掲）			3 3 0				

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 6 0 8

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分		行番号	(1) 納税義務者 (人)	(2) 地積 (千m <sup>2</sup> )	(3) 決定価格 (千円)	(4) 課税標準額 (千円)	(5) 筆数 (筆)
宅地 （負担水準）	商業地等 （非住宅用地・個人）	負担水準0.70	9 3 4 0	12	24	39	54
		負担水準0.69以上0.70未満	3 5 0				
		負担水準0.68以上0.69未満	3 6 0				
		負担水準0.67以上0.68未満	3 7 0				
		負担水準0.66以上0.67未満	3 8 0				
		負担水準0.65以上0.66未満	3 9 0				
		負担水準0.64以上0.65未満	4 0 0				
		負担水準0.63以上0.64未満	4 1 0				
		負担水準0.62以上0.63未満	4 2 0				
		負担水準0.61以上0.62未満	4 3 0				
		負担水準0.60超0.61未満	4 4 0				
		負担水準0.60	4 5 0				
	計		4 6 0	0	0	0	0
0.65 （負担水準）	商業地等 （非住宅用地・法人）	負担水準0.70	4 7 0				
		負担水準0.69以上0.70未満	4 8 0				
		負担水準0.68以上0.69未満	4 9 0				
		負担水準0.67以上0.68未満	5 0 0				
		負担水準0.66以上0.67未溎	5 1 0				
		負担水準0.65以上0.66未溎	5 2 0				
		負担水準0.64以上0.65未溎	5 3 0				
		負担水準0.63以上0.64未溎	5 4 0				
		負担水準0.62以上0.63未溎	5 5 0				
		負担水準0.61以上0.62未溎	5 6 0				
		負担水準0.60超0.61未溎	5 7 0				
		負担水準0.60	5 8 0				
	計		5 9 0	0	0	0	0

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 6 0 8

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分		行番号	(1) 納税義務者 (人)	(2) 地積 (千m <sup>2</sup> )	(3) 決定価格 (千円)	(4) 課税標準額 (千円)	(5) 筆数 (筆)
宅地 計	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	9 6 0 0	12 0	24 0	39 0	54 0	69 80
	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	6 1 0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	住宅用地以外の宅地において負担水準0.6以上0.7以下	6 2 0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	6 3 0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	負担水準0.2未満	6 4 0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	計	6 5 0 0	0 ま	0 み	0 む	0 め	0 0
その他の 宅地比 準土地 ～個人～	負担水準0.7超	6 6 0 0					
	負担水準0.65以上0.7以下	6 7 0 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	6 8 0 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	6 9 0 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	7 0 0 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	7 1 0 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	7 2 0 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	7 3 0 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	7 4 0 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	7 5 0 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	7 6 0 0					
	負担水準0.15以上0.2未溎	7 7 0 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	7 8 0 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	7 9 0 0					
	負担水準0.05未満	8 0 0 0					
	計	8 1 0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 6 1 8

第61表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県  
市町村名 吉岡町

区分		行番号	納税義務者(人)	地積(千m <sup>2</sup> )	決定価格(千円)	課税標準額(千円)	筆数(筆)
宅地比準土地区分	負担水準0.7超	9010	12	24	39	54	69 80
	負担水準0.65以上0.7以下	020					
	負担水準0.6以上0.65未満	030					
	負担水準0.55以上0.6未満	040					
	負担水準0.5以上0.55未満	050					
	負担水準0.45以上0.5未満	060					
	負担水準0.4以上0.45未満	070					
	負担水準0.35以上0.4未満	080					
	負担水準0.3以上0.35未満	090					
	負担水準0.25以上0.3未満	100					
	負担水準0.2以上0.25未満	110					
	負担水準0.15以上0.2未満	120					
	負担水準0.1以上0.15未満	130					
	負担水準0.05以上0.1未満	140					
	負担水準0.05未満	150					
	計	160	0	0	0	0	0
	負担水準1.0以上	170					
宅地以外比準土地区分	負担水準0.95以上1.0未満	180					
	負担水準0.9以上0.95未満	190					
	負担水準0.85以上0.9未満	200					
	負担水準0.8以上0.85未満	210					
	負担水準0.75以上0.8未満	220					
	負担水準0.7以上0.75未満	230					
	負担水準0.65以上0.7未満	240					
	負担水準0.6以上0.65未満	250					
	負担水準0.55以上0.6未満	260					
	負担水準0.5以上0.55未満	270					
	負担水準0.45以上0.5未満	280					
	負担水準0.4以上0.45未満	290					
	負担水準0.35以上0.4未満	300					
	負担水準0.3以上0.35未満	310					
	負担水準0.25以上0.3未満	320					
	負担水準0.2以上0.25未満	330					
	負担水準0.15以上0.2未満	340					
	負担水準0.1以上0.15未満	350					
	負担水準0.05以上0.1未満	360					
	負担水準0.05未満	370					
	計	380	0	0	0	0	0
合計	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	390	0	0	0	0	0
	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	400	0	0	0	0	0
	住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地において負担水準0.6以上	410	0	0	0	0	0
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	420	0	0	0	0	0
	負担水準0.2未満	430	0	0	0	0	0
	計	440	0	0	0	0	0

地方公共団体コード	表番号
1 1 0 3 4 5 4	7 6 1 8

第61表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分		行番号	納税義務者(人)	地積(千m <sup>2</sup> )	決定価格(千円)	課税標準額(千円)	筆数(筆)
その他 ～負担水準 0.6～0.7 ～法人～	宅地比準	9 4 5 0	12	24	39	54	69 80
	負担水準0.70	9 4 5 0					
	負担水準0.69以上0.70未満	4 6 0					
	負担水準0.68以上0.69未満	4 7 0					
	負担水準0.67以上0.68未満	4 8 0					
	負担水準0.66以上0.67未満	4 9 0					
	負担水準0.65以上0.66未満	5 0 0					
	負担水準0.64以上0.65未満	5 1 0					
	負担水準0.63以上0.64未満	5 2 0					
	負担水準0.62以上0.63未満	5 3 0					
	負担水準0.61以上0.62未満	5 4 0					
	負担水準0.60超0.61未満	5 5 0					
	負担水準0.60	5 6 0					
	計	5 7 0	0	0	0	0	0
宅地比準 0.6～0.7 ～法人～	負担水準0.70	5 8 0					
	負担水準0.69以上0.70未満	5 9 0					
	負担水準0.68以上0.69未満	6 0 0					
	負担水準0.67以上0.68未満	6 1 0					
	負担水準0.66以上0.67未満	6 2 0					
	負担水準0.65以上0.66未満	6 3 0					
	負担水準0.64以上0.65未満	6 4 0					
	負担水準0.63以上0.64未満	6 5 0					
	負担水準0.62以上0.63未満	6 6 0					
	負担水準0.61以上0.62未溎	6 7 0					
	負担水準0.60超0.61未満	6 8 0					
	負担水準0.60	6 9 0					
	計	7 0 0	0	0	0	0	0

第61表450行から第61表500行は第60表670行の、第61表510行から第61表560行は第60表680行の、第61表580行から第61表630行は第61表020行の、第61表640行から第61表690行は第61表030行の内数として記載すること（納税義務者数は一致しないことがある）。

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 6 2 8

第62表 農地の負担調整に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分		行番号	納稅義務者 (人)	地積 (千m <sup>2</sup> )	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆数 (筆)
一般市街化区域農地	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 0 1 0 0	12	24	39	54	69 80
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満	0 2 0 0 3 0				
上記以外	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満	0 4 0 0 5 0				
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満	0 6 0 0 7 0				
上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満	0 8 0 0 9 0 1 0 0 1 1 0 1 2 0 1 3 0 1 4 0 1 5 0 1 6 0 1 7 0 1 8 0 1 9 0 2 0 0 2 1 0				
	計	2 2 0	ゆ よ ら り る	0 0 0 0 0	0	0	0
介在農地	本則による課税がなされたもの	2 3 0					
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満	2 4 0 2 5 0				
上記以外	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満	2 6 0 2 7 0				
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満	2 8 0 2 9 0				
上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満	3 0 0 3 1 0 3 2 0 3 3 0 3 4 0 3 5 0 3 6 0 3 7 0 3 8 0 3 9 0 4 0 0 4 1 0 4 2 0 4 3 0				
	計	4 4 0	ゆ よ ら り る	0 0 0 0 0	0	0	0

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 6 2 8

第62表 農地の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県  
市町村名 吉岡町

区分		行番号	納税義務者 (人)	地積 (千m <sup>2</sup> )	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆数 (筆)
一般農地	本則による課税がなされたもの		9 4 5 0	12	24	39	54
	上記以外	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0			
			負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0			
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0			
			負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0			
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0			
			負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0			
		負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0			
			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0			
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0			
			負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0			
			負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0			
			負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0			
			負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0			
			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0			
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0			
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0			
			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0			
			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0			
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0			
			負担水準0.05未満	6 5 0			
	計		6 6 0	0	0	0	0
合計	本則による課税がなされたもの		6 7 0	0	0	0	0
	上記以外	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	0	0	0
			負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0	0	0	0
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	0	0	0
			負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	0	0	0
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0	0	0	0
			負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0	0	0	0
		負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0	0	0	0
			負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0	0	0	0
			負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0	0	0	0
			負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0	0	0	0
			負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0	0	0	0
			負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0	0	0	0
			負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0	0	0	0
			負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0	0	0	0
			負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0	0	0	0
			負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0	0	0	0
			負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0	0	0	0
			負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0	0	0	0
			負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0	0	0	0
			負担水準0.05未満	8 7 0	0	0	0
計		8 8 0	れ	ろ	わ	を	0